

## 那覇市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書

那覇市(以下「甲」という。)と大塚製薬株式会社(熊本支店扱い;以下「乙」という。)とは、那覇市民(以下「市民」という。)の健康づくりをはじめとする各種取組に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、「笑顔広がる元気なまちNAHA」を実現するために、甲及び乙が相互に連携及び協力し、協働による各種の取組を推進することにより、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### (連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる分野について連携し協力する。

- (1) 市民の健康づくり及び食育の推進に関すること。
- (2) 熱中症予防等の市民の健康被害を防止する取組の推進に関すること。
- (3) スポーツの振興、青少年の育成及び子育て支援に関すること。
- (4) 災害対策の充実にに関すること。
- (5) その他甲、乙協議の上、本協定の目的達成に必要と認めること。

2 前項の連携及び協力の実施時期、実施方法等の具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定める。

### (守秘義務)

第3条 甲及び乙は、前条第1項に規定する連携及び協力の検討並びに実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。本協定の終了後も同様とする。

### (有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙のいずれから本協定に関し特段の意思表示がない場合は、有効期間の満了する日の翌日から更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

### (変更及び解除)

第5条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙は協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲及び乙は、相手方に対し、反社会的勢力（暴力、威力、又は詐欺的手法等を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と社会的に非難されるような関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

(3) その他前2号に類似する行為

3 甲及び乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(疑義の解決)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義を生じた場合は、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和3年12月27日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市  
那覇市長

乙 熊本県熊本市中央区辛島町3-20  
大塚製薬株式会社 熊本支店  
支店長